

## P.3 I.ベネフィット・ワン利用編

- P.4 予約申し込み～健診結果受け取りまでの流れ
- P.5 WEB予約について
- P.6 施設型健診
- P.7 巡回型健診
- P.8 検査項目一覧
- P.9 健診申込書(施設型)
- P.10 健診申込書(巡回型)

## P.11 II.費用補助申請編

- P.12 健診等費用補助制度について
- P.14 パート・アルバイト等勤務先や通院先で健診を受けられる方へ
- P.15 健診結果の提出でクオカードを進呈します!

## ■ 特定健康診査受診券

ベネフィット・ワンの「ハピルス健診」を受診されない場合は、同封の「特定健康診査受診券」をご利用ください。

## ■ 特定健康診査受診券の使い方

1. シャープ健康保険組合に、メール又は電話で『事前利用申込』をしてください。
  - \*メール (右記の二次元コードから送信)  
(kenpo-moushikomi@list.sharp.co.jp 宛に送信)
  - \*電 話 (050-5530-3928)

〈事前利用申込〉



メール作成用画面

2. 「特定健診等実施機関検索システム」で受診できる医療機関を検索し、ご自身で健診の予約をしてください。



特定健診等実施機関検索システム

検索

ご加入の健康保険組合名	→ 『シャープ』と入力
保険者番号	→ 『06271779』と入力 (特例退職の方も『06271779』と入力)
「希望する条件」の「契約タイプ」	→ 『Aタイプ/Bタイプ』にチェック

3. 受診時は「健康保険証」(またはマイナンバーカード)と「特定健康診査受診券」をご提示ください。特定健康診査受診券に記載されている有効期限内にご利用ください。

※ **健診費用の自己負担はありません。**



## 【注意】

- ・特定健康診査受診券を利用すると、ベネフィット・ワンのハピルス健診はご利用いただけません! 重複受診が判明した場合は、ベネフィット・ワンの「ハピルス健診」の受診費用を被保険者に請求させていただきます。
- ・75才の誕生日以降は、ご利用いただけません。
- ・受診日当日に、シャープ健康保険組合の資格がない方は、ご利用いただけません。(資格喪失後の受診の場合は、受診に係る費用を被保険者に請求させていただきます。)